

旭川厚生看護専門学校 卒業認定の方針

1. ディプロマポリシー

本校は、以下の資質と能力を身につけ所定の単位を修得したものに卒業を認定し、専門士を授与します。

- 1) 優しさや思いやりの心をもって、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く捉える力を持つことができる
- 2) 多様な文化的背景や価値観をもつ人と、人間関係を築くためのアサーティブなコミュニケーションが図ることができる
- 3) 専門職業人としての自覚と責任をもち、生命の尊厳と対象の意思決定を支えることができる
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断のための基礎を身につけている
- 5) 健康の保持・増進、疾病予防および健康の回復に向けて、対象の個別性や健康状態の変化に合わせた看護実践ができる
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割および、他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々への看護を実践することができる
- 7) 生涯学習者として、看護に関する問いをもち、学び続けることができる

2. 学則25条 以下の要件を満たす者には卒業を認定し、卒業証書及び称号授与書を授与する。

- 1) 本学に3年以上在学した者
- 2) 卒業認定に必要な単位を修得した者
卒業時に必要な単位、基礎分野 14単位、専門基礎分野 23単位、
専門分野 68単位、合計105単位

3. 卒業認定は以下の手順による。

- 1) 各科目の評価は、講義担当者が筆記試験、レポート評価、実技、実習評価等により行う。
- 2) 各学年において単位認定会議を実施し、教育課程に基づき履修すべき科目の単位習得状況を確認する。
- 3) 卒業年度(2月)に卒業認定会議を開催し、最終の23単位修得、出席状況等を確認し卒業認定を行う。